

「若年性認知症ハンドブック」修正箇所一覧表（2016.3.31修正）

頁	修正前	修正後
p6 左下	東京都若年性認知症総合支援センター： (追加)	(削除) 若年性認知症支援コーディネーター： 平成29年度末までに、全国の都道府県ごとに配置され、若年性認知症やその家族の相談に応じ、適切な制度・サービスを紹介します。
p6	(新規追加)	基幹相談支援センター： 市町村に設置され、障害者等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に対応します。 (自立支援)協議会： 地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制を構築し、障害者等に必要な支援を行います。
p7 注釈	*認知症と診断されると、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。	*認知症と診断され、 <u>一定の精神障害の状態にあることが認定されると</u> 、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。
p7 左下	身体障害者手帳： <u>障害が固定、あるいは障害が6か月以上続いている場合に申請できます。</u>	身体障害者手帳： <u>一定以上の障害があり、永続すると考えられる場合に申請できます。</u>
p7 右下	精神障害者保健福祉手帳： 認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合、 <u>必要なサービスを受けるための条件があることを証明するための手帳</u> です。(中略) 医療機関に初めてかかった日(初診日)から6か月経過した <u>時点での</u> 障害の程度で決められます。	精神障害者保健福祉手帳： 認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合に <u>申請できます。</u> (中略) 医療機関に初めてかかった日(初診日)から6か月経過した <u>以後の</u> 障害の程度で決められます。
p8	東京都が作成した「若年性認知症ハンドブックー職場における若年性認知症の人への支援のためにー」 URL の変更	東京都が作成した「若年性認知症ハンドブックー職場における若年性認知症の人への支援のためにー」 URL :

		http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/jakunen_handbook/jakunen_handbook.pdf
p9	<p>自立支援医療（精神通院医療）： 認知症で通院治療している場合、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担が1割に軽減されます。詳しくは通院中の医療機関にお聞きください。</p>	<p>自立支援医療（精神通院医療）： 認知症で通院治療している場合、医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が1割または所得等に応じた上限額に軽減される場合があります。詳しくはお住まいの市区町村または通院中の医療機関にお聞きください。</p>
p10	<p>手帳・年金： 血管性認知症などで身体的障害があれば、障害が固定あるいは6か月以上継続した場合は身体障害手帳を申請できます。</p>	<p>手帳： 血管性認知症などで一定以上の身体的障害があり、障害が永続すると考えられる場合は身体障害手帳を申請できます。</p>
p10 枠内	<p>（追加） 公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金など）の受給資格があり、障害者となった場合は、障害年金が申請できます。</p>	<p>年金： 公的年金（国民年金、厚生年金など）の受給資格があり、障害者となった場合は、障害年金が申請できます。</p>
p10	<p>☒</p> <p>加入中の年金は？</p> <p>国民年金 (自営業・サラリーマンの妻など)</p> <p>厚生年金保険 (会社員など)</p> <p>共済年金保険 (公務員など)</p> <p>国民年金</p> <p>厚生年金</p> <p>共済年金</p> <p>請求先は？</p> <p>市区町村役場 年金事務所</p> <p>年金事務所</p> <p>各共済組合</p> <p>いつ請求できるの？</p> <p>初診日から起算して1年6か月を経過した日 又は 1年6か月以内に症状が固定した日</p>	<p>☒</p> <p>加入中の年金は？</p> <p>障害基礎年金</p> <p>障害厚生年金</p> <p>国民年金 (自営業・サラリーマンの妻など、20歳以上60歳未満のすべての人)</p> <p>厚生年金保険 (会社員、公務員など)</p> <p>国民年金</p> <p>厚生年金</p> <p>請求先は？</p> <p>市区町村役場 年金事務所</p> <p>年金事務所 公務員は各共済組合</p> <p>いつ請求できるの？</p> <p>初診日から起算して1年6か月を経過した日 又は 1年6か月以内に症状が固定した日</p>

p12	<p>雇用保険： 会社を退職したあと、失業給付を受けるには、ハローワークに「求職の申し込み」を行い、「<u>求職活動</u>」をして、「<u>失業の認定</u>」を受ける必要があります。</p> <p>病気などで<u>求職活動がすぐにはできない</u>場合は、ハローワークに届け出ることにより、<u>受給期間を延長</u>することができます。</p>	<p>雇用保険： 会社を退職したあと、失業給付を受けるには、ハローワークに「求職の申し込み」を行い、「<u>受給資格の認定を受けた後</u>」、「<u>失業の認定</u>」を受ける必要があります。</p> <p>病気などで<u>職業に就くことができない</u>場合は、ハローワークに届け出ることにより、<u>受給期間を延長</u>することができます。</p>
p13 左下	地域障害者職業センター	障害者職業センター
p14 上	<p>就労継続支援事業（<u>障害者授産施設</u>）での就労はそのうちの1つです。</p> <p>《就労継続支援事業》 どちらにも、<u>職業指導員や生活支援員</u>がいて、仕事の指導や<u>健康管理に気を配</u>てくれます。</p>	<p>就労継続支援事業所（<u>障害福祉サービス</u>）での就労はそのうちの1つです。</p> <p>《就労継続支援事業》 どちらにも、<u>職業指導員や生活支援員</u>がいて、仕事の指導や<u>生活支援</u>を行います。</p>
p14 下	事例紹介題目、1行目、4行目 精神障害者授産施設	事例紹介題目、1行目、4行目 就労継続支援事業所
p14 下	<p>事例紹介 元の仕事とは全く違うことなので、<u>施設</u>では、本人のプライドにも配慮して対応していききました。</p>	<p>事例紹介 元の仕事とは全く違うことなので、<u>事業所</u>では、本人のプライドにも配慮して対応していききました。</p>
p15 下段	<p>全国の若年性認知症の数は約 37,800 人です（平成 21 年 3 月発表）。認知症高齢者は、現在約 <u>300 万人以上</u>ともいわれているので、それに比べれば少ない数です。～</p>	<p>全国の若年性認知症の数は約 37,800 人です（平成 21 年 3 月発表）。認知症高齢者は、現在約 <u>460 万人以上</u>（平成 25 年 <u>3 月報告</u>）ともいわれているので、それに比べれば少ない数です。～</p>
p19	<p>事例紹介 3 行目 くも膜下出血<u>です</u>。</p>	<p>事例紹介 3 行目 くも膜下出血<u>でした</u>。</p>
p22 下	(新規追加)	<p>平成 27 年 7 月より、前頭側頭葉変性症が指定難病に加わりました。前頭側頭型認知症あるいは意味性認知症と臨床診断され、重症度分類に該当した場合、難病医療費助成制度の対象となります。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/nanbyou</p>

		/index.html
p26	子ども	子供
p34	左上 日にちや曜日を確認しやすくします。	左上 日にちや曜日を確認しやすくします。
p36 下	写真付き住民基本台帳カード（住基カード） <u>を取得すると</u> 、本人確認が必要なときに、公的な身分証明書として利用してすることもできます。 <u>住基カード発行窓口で発行してもらえます。市区町村によって発行窓口が異なる場合がありますので、お住まいの市区町村の受付にてお尋ねください。</u>	写真付き住民基本台帳カード（住基カード） <u>を持っていると</u> 、本人確認が必要なときに、公的な身分証明書として利用してすることもできます。 <u>また、マイナンバー制度に基づく「個人番号カード」も住基カードと同様に公的な身分証明書として利用できます。「個人番号カード」を取得した場合、住基カードは返納する必要があります。住基カードは有効期間（発行の日から10年間）内は利用できます。</u>
p39 左下	認知症疾患医療センター：4行目 <u>全国で185か所（平成25年1月現在）設置されています。</u>	認知症疾患医療センター：4行目 <u>全国で336か所（平成28年2月末現在）設置されています。</u>
p40	早期受診・早期診断が重要： アルツハイマー病であれば、進行を遅らせる薬があり、本人の日常生活動作（ADL）や生活の質（QOL）を維持できます。	早期受診・早期診断が重要： <u>アルツハイマー病やレビー小体型認知症</u> であれば、進行を遅らせる薬があり、本人の日常生活動作（ADL）や生活の質（QOL）を維持できます。
p42 上	タイトル <u>授産施設</u>	タイトル <u>就労継続支援事業所</u>
p42	事例紹介1行目 Bさんは、 <u>精神障害者授産施設</u> で（中略） 介護認定を申請し、	事例紹介1行目 Bさんは、 <u>就労継続支援事業所</u> で（中略） 要介護認定を申請し、
p42	中段図 <u>施設職員</u> 中段図の左 <u>施設の職員</u>	中段図 <u>事業所職員</u> 中段図の左 <u>事業所の職員</u>
p43	2行目 (新規追加)	<u>平成26年秋からは、レビー小体型認知症に対しても処方できるようになりました。</u>

p43	4行目 2011年春からは、	4行目 平成23年春からは、
p45 右下	(新規追加)	施設に入所して受けるサービス ・介護老人保健施設 ・特別養護老人ホーム ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
p48 上	専門の医師に相談したいとき： ▶お住まいの都道府県や市町村の高齢者福祉相談窓口 ▶お住まいの地域の保健所、保健センター ▶お住まいの都道府県の精神保健福祉センター ▶お住まいの都道府県の認知症疾患医療センター	専門の医師に相談したいとき： ▶お住まいの都道府県の高齢者福祉相談窓口、保健所、精神保健福祉センター、認知症疾患医療センター ▶お住まいの市町村の高齢者福祉相談窓口、保健センター
p48 下	若年性認知症に関して相談したいとき： ▶公益社団法人 認知症の人と家族の会 ▶若年性認知症サポートセンター ▶東京都若年性認知症総合支援センター (新規追加)	若年性認知症に関して相談したいとき： (削除) (削除) (削除) ▶若年性認知症支援コーディネーター(平成28年3月現在の設置都道府県) *北海道「北海道認知症コールセンター」 (認知症の人を支える家族会) 電話: 011-204-6006 時間: 9:00~15:00(土・日・祝日・年末年始を除く) *東京都「東京都若年性認知症総合支援センター」(NPO法人いきいき福祉ネットワークセンター) 電話: 03-3713-8205 時間: 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く) *三重県(有限会社イトーファーマシー) 電話: 090-5459-0960 時間: 9:00~17:00(土・日・祝日・

		<p>年末年始を除く)</p> <p>*滋賀県「滋賀県若年認知症総合支援センター」(医療法人藤本クリニック診療型認知症疾患医療センター)</p> <p>電話: 077-582-6032 (平日 8:30~17:30、ただし土曜日は 12:30 まで)</p> <p>090-7347-7853 (24 時間)</p> <p>時間: 24 時間 (電話に出られない場合は、留守番電話にて対応)</p> <p>*兵庫県「ひょうご若年性認知症生活支援相談センター」(社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会)</p> <p>電話: 078-242-0601 土・日・祝日・年末年始を除く)</p> <p>時間: 9:00~12:00、13:00~16:00</p> <p>*熊本県「認知症ほっとコール(熊本県・熊本市認知症コールセンター)」(公益社団法人認知症の人と家族の会熊本県支部)</p> <p>電話: 096-355-1755</p> <p>時間: 9:00~18:00 (毎週水曜日を除く週 6 日[土・日・祝日も開設])</p> <p>▶NPO 法人若年認知症サポートセンター 〒160-0022 東京都新宿区 1-25-3 エクセルコート新宿 302 号 電話: 03-5919-4186 ファックス: 03-5368-1956 http://www.jn-support.com/</p>
p49 上段	公益社団法人認知症の人と家族の会 URL の追加	公益社団法人認知症の人と家族の会 相談日 祝日を除く URL: http://www.alzheimer.or.jp/
p49	介護支えあい電話相談室 電話: <u>0120-070-608</u>	介護支えあい電話相談室 電話: <u>03-5941-1038</u>

p50	<p>障害年金</p> <p>お住まいの市区町村の年金相談窓口（国民年金）</p> <p>年金事務所（厚生年金）</p> <p><u>共済組合（共済年金）</u></p> <p><u>障害者自立支援法</u></p> <p>お住まいの市区町村の障害福祉担当課</p>	<p>障害年金</p> <p>お住まいの市区町村の年金相談窓口（国民年金）</p> <p>年金事務所・<u>共済組合</u>（厚生年金）</p> <p><u>障害福祉サービス</u></p> <p>お住まいの市区町村の障害福祉担当課</p>
-----	---	--

2016.3.31 修正